

自主返納支援事業のお知らせ

豊後大野市は、高齢者の運転免許証自主返納を支援します。

＜支援の内容＞

- ①タクシー臨時乗車券（5千円券）
- ②大分県バス会社共通回数券（千円券・3千円券・5千円券）
- ③豊後大野市コミュニティバス回数券（2千円券・3千円券）

上記3種類の乗車券・回数券のうち、申請者が希望する券を合計で1万円分交付します。（組み合わせ自由）

＜注意事項＞

- ※現金への換金はできません。
- ※①の使用期限は交付年度の翌年度の3月31日までです。
- ※②・③の使用期限はありません。
- ※交付は1人1回限りです。



＜申請できる方＞ 次の要件をすべて満たす方

- ☑運転免許証を自主返納（※）した方
- ☑運転免許証の自主返納時において満70歳以上の方
- ☑豊後大野市に住民登録をしている方

※自主返納とは、運転免許証の有効期限前に自主的に運転免許証を返納することです。有効期限切れによる運転免許の失効は対象となりません。

＜申請に必要な書類等＞

- ◆豊後大野市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書
- ◆申請による運転免許取消通知書（自主返納時に発行される通知書）
- ◆身分証明書（健康保険証、取消となった運転免許証等）

※申請期限は、運転免許証を自主返納した日から90日以内です。

申請手続きの詳細については裏面をご覧ください。

高齢者運転免許証自主返納支援事業の目的

「自らの運転に不安を感じる」、「家族から返納を勧められる」など、運転免許の自主返納を考えている高齢者の方の免許返納後の移動手段を支援することで、自主的な免許返納を促し、高齢者が加害者となる交通事故の抑止を図ることを目的に実施します。

交付する乗車券・回数券について

- 現金への換金はできません。
- 紛失・破損等による再発行はできません。
- 事業者によっては使用できない場合もありますので、乗車前に確認してください。

希望する乗車券・回数券交付までの流れ（申請手続き）

（免許返納時と事業申請時に豊後大野市に住民登録がある方）

満七〇歳以上の方で運転免許証を
自主返納する豊後大野市民

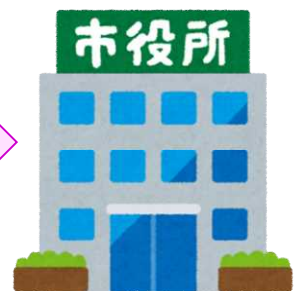
①運転免許の返納を申請
（近くの警察署または運転免許センターへ）



②「申請による運転免許の取消通知書」
発行

警察署または
免許センター

③市役所総務課・各支所で申請手続き
（②の取消通知書、身分証明書、認印を持
参）



④決定通知書及び乗車券等を発行
（申請内容を審査し、対象者の住所へ郵送）

市役所総務課
または各支所

⑤乗車券・回数券受領
（換金や再発行はできません）



運転経歴証明書について

運転免許を自主返納した方で、希望される方に有料で交付される証明書で、身分証明書として生涯使用できるほか、県内の様々なサポート加盟店で割引などの特典が受けられます。詳しくは最寄りの警察署へお問い合わせください。（本事業の申請には必要ありません。）